令和８年度 第１回 勝山市子ども・子育て支援審議会　次第

日時：令和８年６月２日（火）午後７時から

場所：教育会館１階　ホール

１　開会あいさつ

２　会長あいさつ

３　議事

（１）令和８年度勝山市こども・子育て事業について　【資料１】【資料１-２】

（２）令和８年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画について　【資料２】

（３）その他について

４　閉会

令和8年度　勝山市子ども・子育て支援審議会 委員名簿

任期：令和6年5月27日～令和9年5月26日

NO	R8新規	区分	ふりがな 氏　名	所属・団体名	役職名等
1		学識経験者	ますだ　つばさ 増田　翼	仁愛女子短期大学	教授
2		社会福祉関係団体	やまぎし　とみこ 山岸　登美子	勝山市主任児童委員会	委員長
3	○	子ども・子育て関係団体	かさまつ　わたる 笠松　亘	勝山市ＰＴＡ連合会	会長
4	○	保育園保護者団体	たけうち　ひろのり 竹内　宏徳	勝山市私立保育園保護者連合会	会長
5	○	勝山市医師会	わかばやししょうざぶろう 若林　正三郎	勝山市医師会	顧問
6		事業主の代表	おおたき　みねみつ 大滝　峰光	勝山商工会議所	代表
7	○	子ども・子育て支援事業従事者	いなず　なおみ 稲津　直美	勝山市私立保育園・こども園 園長会	会長
8		子ども・子育て支援事業者	ふかや　けんいち 深谷　憲一	ひかり病児保育園	施設長
9		市民公募	さいとう　ひろこ 斎藤　博子	市民代表	公募委員
10		市民公募	ささむら　あつこ 笹村　敦子	市民代表	公募委員
11	○	教育（小中学校）	いいの　まさき 飯野　正樹	勝山市小中学校 校長会	代表
12		行政（福井県）	すぎい　まゆみ 杉井　真由美	福井県奥越健康福祉センター	地域保健福祉課長
13		行政（勝山市）	はたなか　たけのり 畑中　健徳	勝山市	政策幹

（事務局）

教育長	油谷　泉	
教育総務課	出口　岳彦	課長
健康体育課	宇都宮　美枝子	参事
こども課	森　弘章	課長
	石橋　慈	課長補佐
	松井　香織	子育て相談係長
	木下　恵美	幼児教育係長
	岩岡　美由紀	子育て支援係長

令和８年度 第１回 勝山市子ども・子育て支援審議会　席次表

（正面）

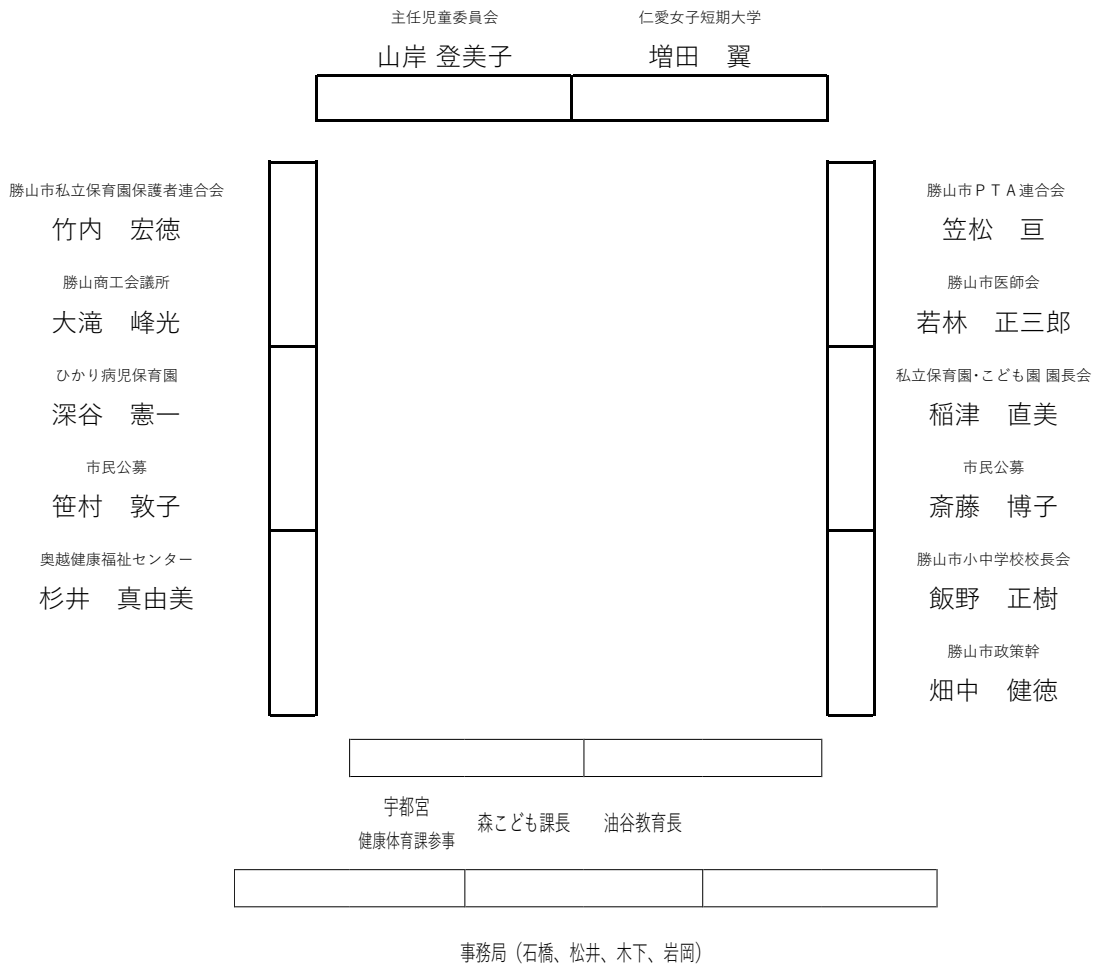

○子ども・子育て支援審議会条例

令和4年12月15日

条例第23号

改正　令和5年3月24日条例第37号

令和6年6月27日条例第4号

令和7年3月21日条例第23号

（設置）

第1条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　審議会は、教育委員会の要請に応じ、勝山市が定める子ども・子育て支援事業計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に定める市町村こども計画その他関連計画等に係る審議、評価、見直し等に必要な調査を行うほか、教育委員会が必要と認める事項に意見を述べるものとする。

（組織）

第3条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（任期）

第4条　委員の任期は、3年とする。

2　教育委員会は、審議会の委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

(1)　心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2)　前号のほか、職務を行うことが困難又は不適当であると認めるとき。

3　教育委員会は、第1項に規定する任期中に前項の規定による委員の欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱することができる。

（委員の守秘義務）

第5条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第6条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、及び会議の議長となる。

4　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後において最初に行われる会議その他必要なときは、教育委員会が招集する。

2　審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

（委任）

第8条　この条例の定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に審議会の委員である者は、この条例の規定に基づき委嘱されたものとみなし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年2月29日までとする。

附　則（令和5年3月24日条例第37号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

8　この条例の施行の際現に改正前の子ども・子育て支援審議会条例第3条の規定により委嘱された委員（以下「従前の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の子ども・子育て支援審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定により、子ども・子育て支援審議会委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年2月29日までとする。

附　則（令和6年6月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和7年3月21日条例第23号抄）

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○子ども・子育て支援審議会の組織及び運営に関する規則

令和5年3月28日

教育委員会規則第23号

改正　令和8年3月23日　教育委員会規則第8号

（趣旨）

第1条　この規則は、子ども・子育て支援審議会条例（令和4年勝山市条例第58号）に定める子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（組織）

第2条　審議会の委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1)　学識経験を有する者

(2)　保育園及び認定こども園の保護者団体の代表

(3)　子ども・子育て関係団体に属する者

(4)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5)　公募の市民

(6)　関係行政機関の職員

(7)　その他教育委員会が必要と認める者

（資料提出の要求等）

第3条　議長は、審議のため必要があると認めるときは、当該事項に関し識見を有する者に対し、資料の提出及び説明その他必要な協力を求めることができる。

（事務局）

第4条　審議会の事務局は、こども課に置く。

（委任）

第5条　この規則に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に廃止前の勝山市子ども・子育て支援審議会の組織及び運営に関する規則(平成25年勝山市規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他行為とみなす。

資料１

令和８年度　勝山市子ども・子育て事業について

勝山市教育委員会こども課

１．勝山市こども家庭センターでの幅広い包括的な支援を実施

・専門職（保健師、看護師、保育士、社会福祉士）を配置し、結婚、妊娠、出産、子育てに関する相談や申請について、ワンストップで対応する。また、貧困、ヤングケアラー、DV、ひとり親家庭など幅広い相談に応じる。

・「応援金 115（いいこ）応援企業」や「結婚応援企業」について、市内企業に賛同を得るとともに、SNS 等を利用し、市の結婚・子育て施策を周知していく。

２．幼児教育と小学校教育の連携強化と質の高い保育・教育環境の推進

・「かつやまっこ　すくすくビジョン」に基づいた取り組み内容について、私立園長会と情報共有や検討をし、質の高い保育・教育環境を推進する。

・幼児教育推進委員会と幼小接続協議会を一体的に実施し、就学前児童が切れ目なく必要なサポートが受けられるよう小学校と保育園、こども園とのスムーズな接続を図る。また、関係機関と児童センターとの連携を強化する。

・国際交流員等と連携し、就学前から楽しく英語にふれる機会を創出する。

３．勝山市こども計画の推進

・勝山市こども計画に基づき各種事業を推進していく。

・子ども・子育て支援審議会を開催し、こども計画の進捗状況を確認する。

４．１１５（いいこ）プロジェクトの推進

・応援金１１５として０歳から１８歳までを対象に、こどもの夢や希望を応援する応援金を給付する。今年度の給付は 6 月 25 日を予定。

【R7 実績】　支給人数　　2,584 人
（内、　転入　29 人、出生　75 人）
支給総額　　160,290,000 円

・応援金１１５を核とした勝山市独自のこども・子育て支援策を市内外に周知し、移住定住を促進する。

５．教育会館の改修

・教育会館を全天候型遊び場と多世代が交流できる場所として令和９年度の供用開始を目途に改修し、にぎわいの創出と子育て環境の充実を図る。

６．旧成器南幼稚園の跡地利用の検討

・令和７年度末で廃園した成器南幼稚園の跡地の有効活用を検討する。

資料 1-2

令和８年度　勝山市子ども・子育て新規事業について

1. 結婚支援事業

結婚を希望する若い世代に向けた新たな伴走型の支援として、3 つの新たな取り組みを開始する。

① 「115 応援企業」に勤める未婚の方々を対象に、職場を超えた出会いの場として異業種交流会を開催。

② 市内の未婚者を対象に、結婚に向けたスキルアップや自分磨きをサポートするセミナー「婚活 school」を開催。

③ 福井県の「ふく恋マッチングシステム」への新規登録を促すため、登録料 10,000 円の半額を市が補助することで、出会いの機会を広げる。

2. 保育園給食の実質無償化

子育て世帯の経済的負担をさらに軽減するため、保育園給食の実質無償化に取り組む。3 歳以上の園児を対象に、これまで保護者負担であった給食費を実質無償化するため、副食費は月額 4,900 円、主食費は月額 800 円を上限として公費で負担する。

3. 子育て世帯訪問支援事業

多様化する家庭のニーズに応え、孤立を防ぐためのアウトリーチ型支援の強化を図るため、家事や育児に不安を抱える支援が必要な家庭に対し、支援員が直接訪問して家事や育児のサポートを行う。

4. 115（いいこ）みらい応援事業

勝山市独自の支援策である「応援金 115」の認知度の向上を図るため、PR グッズとして１１５キャラクターのステッカーや着ぐるみを作成し、市内イベントなどでの PR 活動に活用する。

これらの新規事業を通じ、結婚から子育てまでの市民が安心と希望を実感できる環境を整える。

資料2

令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画について

市区町村において「就学前教育・保育施設整備交付金」の国庫補助を受けようとする場合は、各年度における市区町村の施設整備事業として、協議案件（整備計画）を国に提出することとなっており、その整備計画の提出にあたっては、市区町村が計画的に整備を進めるものとして、令和8年度より、子ども・子育て審議会において承認を得る必要があるため、本審議会において意見を求めます。

【令和8年度の整備計画】

施設種別	施設名	設置主体	設置主体名称	整備目的	整備区分	内容	対象経費の実支出予定額	交付基準額	R8年度分交付金申請予定額	国庫補助率	事業計画年数	事業着手予定月
幼保連携型認定こども園	まつぶんこども園	社会福祉法人	松文福祉会	④−2老朽化（築31年～40年）	大規模修繕等	【保育室改修工事】 1、2歳児保育室 ・畳からフローリングへ ・トイレの改修 ・シャワー洗い場設置 0、1、2歳児保育室 ・間仕切りサッシの撤去 ・縁側廊下窓付き壁の撤去	19,052千円	19,052千円	9,526千円	1/2	単年度	R8.4
幼保連携型認定こども園	まつぶんこども園	社会福祉法人	松文福祉会	④−2老朽化（築31年～40年）	防犯対策（外構）	【北側園庭フェンス改修工事】 北側園庭 ・老朽化したフェンス撤去 ・高さ150cmのフェンス新設	4,044千円	4,044千円	2,022千円	1/2	単年度	R8.4
幼保連携型認定こども園	きたこども園	社会福祉法人	愛慈福祉会	④−2老朽化（築31年～40年）	大規模修繕等	【2階保育室改修工事】 2階保育室 ・床の張替え ・間仕切り壁の撤去 ・照明設備のLED化	5,555千円	5,555千円	2,777千円	1/2	単年度	R8.9
幼保連携型認定こども園	上野こども園	社会福祉法人	上野福祉会	④−4老朽化（築20年以下）	防犯対策（外構）	【外構フェンス改修工事】 園舎東側外構 ・老朽化したフェンス撤去 ・フェンス新設	3,117千円	3,117千円	1,558千円	1/2	単年度	R8.9
保育所	北郷わしのこ保育園	社会福祉法人	大日園	④−1老朽化（築41年以上）	大規模修繕等	【照明設備・トイレ改修工事 内部壁天井塗装工事】 保育室、ホール、遊戯室等 ・壁、天井等の塗装 ・照明設備のLED化 トイレ改修	5,907千円	5,907千円	2,953千円	1/2	単年度	R8.10
									18,836千円			